

千葉県住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉県住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、千葉県住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金の交付に関し、必要な事項を定める。

(登記事項が現況に合致していることを確認する書類)

第2条 要綱第4条第3号に定める「住民票の写し等」とは次に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し
- (2) 戸籍の附表の写し
- (3) 住居表示変更に関する証明
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が認めるもの

(事業についての同意書)

第3条 要綱第6条第4号及び第5号に定める同意書は、別記様式1号によるものとする。

(申請の取下げ)

第4条 要綱第6条の規定により補助金の交付の申請をした者が、要綱第8条第1項の規定による交付の決定の通知を受ける前に当該申請を取り下げる場合は、別記様式2号の申請取下書を市長に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月15日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成28年1月4日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月17日から施行する。